

令和8年度 車両管理業務（鹿森ダム管理事務所）

入札説明書

（1）入札説明書

- 1 入札に付する事項
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 3 仕様に関する事項
- 4 競争入札参加資格審査に関する事項
- 5 入札書の提出場所等
- 6 入札及び開札
- 7 無効の入札書等
- 8 入札保証金及び契約保証金
- 9 落札者の決定
- 10 総合評価の方法
- 11 契約に関する事項
- 12 契約条項
- 13 入札説明書等に対する質問書の提出場所等
- 14 入札参加者に求められる義務
- 15 その他
別添 入札（契約）保証金について

（2）別紙

- 別紙－1 入札参加資格確認申請書等作成要領
- 別紙－2 入札参加資格確認申請書
- 別紙－3 車両管理責任者（業務管理者）届
- 別紙－4 入札書
- 別紙－5 委任状
- 別紙－6 車両管理責任者代理等届
- 別紙－7 業務実施計画書
- 別紙－8 入札（契約）保証金免除申請書
- 別紙－9 車両管理業務総合評価項目
- 別紙－10 電子契約同意書兼メールアドレス確認書
- 別紙－11 書面による契約希望書
- 別添－1 是正要求書
- 別添－2 是正報告書

（3）別冊

- 令和8年度 車両管理業務（鹿森ダム管理事務所）仕様書
- 契約書（案）
- 車両管理業務に関する落札者決定基準
- 技術資料作成要領

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 件名

車両管理業務の委託（鹿森ダム管理事務所）

(2) 委託業務名及び数量

令和8年度 車両管理業務（鹿森ダム管理事務所） 一式

(3) 委託業務の内容等

本件は、鹿森ダム管理事務所の所掌業務を遂行するにあたり、事業調整等及び災害・事故時等の対応など業務実施に必要な車両の運行を確保するとともに、これに必要な車両の管理を行うものである。

特に車両運行については、地震・異常気象等による災害発生時及び事故発生時等に対する迅速な出動対応とともに高度な運行管理が不可欠である。また、現地調査等においては、山間僻地、狭隘及び悪路等での安全で的確な走行が求められる。さらに、災害対応の規模及び緊急性によっては、運行の範囲が広域にわたる場合や24時間の業務体制が必要となる場合もある。

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県東予地方局管内及び指定場所

(6) 入札方法

ア 本件の入札方式は、基準単価項目の金額（基本月額）のみを入札に付し、その他の項目は、単価比率により契約単価を決定する基準単価方式である。

よって、入札参加者は、本件に要する一切の諸経費を含めた金額（基本月額）を見積るものとする。

イ 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、総合評価のための専門的知識、技術及び創意等に関する書類（以下「総合評価技術資料申請書」という。）を提出しなければならない（必要書類の詳細については、入札参加資格確認申請書等作成要領（別紙－1）を参照すること。）。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（基本月額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 調査基準価格

設定しない。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書（別紙－2）及び総合評価技術資料申請書（添付書類を含む。以下「確認申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの間において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。

(3) 下記アからウのいずれかの資格を有する車両管理責任者（業務管理者）を配置できることを証明したこと。当該証明については、車両管理責任者（業務管理者）届（別紙－3）に記載すること。

ア 道路交通法第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受け、運転管理の1年以上の実務経験を有する者

イ 3年以上の運転管理の実務経験を有する者

ウ 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者の1年以上の実務経験を有する者

注）運転管理の実務とは「自動車の運転手に対し運転について指示、指導し、監督すること」をいう（運転業務と兼務した実績を除く。）。

((3)の提出書面を「証明書等」という。)

(4) 令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、開札日時までに資格を取得すること。なお、証明書等を提出する時において、当該資格の審査手続き中である場合、競争入札参加資格申請書の受理票の写しを添付すること。

製造の請負等申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

3 仕様に関する事項

(1) 本件の仕様

本件の仕様は、別冊「令和8年度 車両管理業務（鹿森ダム管理事務所）仕様書」のとおり。

(2) 仕様書に関する問合せ先

愛媛県東予地方局建設部管理課

〒793-8516

愛媛県西条市喜多川 796 番地1

電話 (0897)56-1307

4 競争入札参加資格審査に関する事項

(1) 入札参加者又はその代理人は、確認申請書等及び証明書等を提出しなければならない。

ア 確認申請書等及び証明書等の提出場所及び提出方法

3 (2)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。加入電話、電報、FAXその他の方法による提出は認めない。

持参の場合の受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

イ 確認申請書等及び証明書等の受領期限

令和8年2月9日（月）午後5時00分まで

(2) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年2月20日までに、(1)の確認申請書等及び証明書等を提出した者に対して、書面で通知する。

(3) 確認申請書等及び証明書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、受領期限以降に提出者の事由による確認申請書等及び証明書等の差替え及び再提出は認めないほか、これらは返却しない。

(4) 入札参加者であって、(1)の証明書等を提出しない者、(2)の確認の結果、この競争入札の参加資格がないと認められた者は、競争に参加することができない。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

3 (2)に掲げる場所

(2) 入札書の提出場所及び提出方法

3(2)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。加入電話、電報、FAXその他の方法による提出は認めない。

持参の場合の受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 入札書の受領期限

令和8年3月4日（水）午前11時00分まで

なお、入札書の受付開始は、令和8年2月27日（金）午前8時30分からとする。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年3月4日（水）午前11時00分

愛媛県東予地方局3階入札室兼会議室

6 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）、会計規則及び契約に関する愛媛県東予地方局長が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義（設計書の確認含む）がある場合は、3(2)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式による入札書（別紙一4）を提出しなければならない。

ア 委託業務名及び数量

イ 入札金額（車両管理業務に要する基本月額（任意保険料、諸経費含む。））

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

(5) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(6) 入札書は、直接提出する場合には、封入のうえ提出すること。郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開封[委託業務名]」の入

札書在中」と朱書しなければならない。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、入札執行者の判断により、当該入札の執行を延期し、又は取り止めがあることがある。この場合において、入札執行者は入札参加者の損害に対する責を負わないものとする。
- (11) 入札金額は、本件に係る1月当たりの基本月額（公用車1台を運行するために必要な人件費及び基本走行距離の運行に必要な任意保険料・諸経費とする。基本走行距離は、別冊「令和8年度 車両管理業務（鹿森ダム管理事務所）仕様書」のとおり。）を見積るものとする。
- (12) 入札公告等により確認申請書等及び証明書等を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は落札者の決定の対象とはしない。
- (13) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないとときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (14) 開札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(13)の立会職員を除き、他の者は入場できない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。ただし、やむを得ない事情による場合で、入札執行者が認めた場合はこの限りではない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場を退場できない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示することとし、代理

人にはあっては入札権限に関する委任状（別紙一五）を提出しなければならない。

- (16) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者
- (17) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (18) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、ただちに2回を限度として再度の入札を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

7 無効の入札書等

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てはできないものとする。

- (1) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限のない者の提出した入札書
(2) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書
(3) 委託業務名及び数量、入札金額のない入札書
(4) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
(5) 委託業務名等に重大な誤りのある入札書
(6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
(7) 入札金額の記載が不明確な入札書
(8) 入札金額の記載を訂正した入札書
(9) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書
(10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
(11) 再度の入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
(12) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書
(13) 開札の結果、落札者は、配置予定車両管理責任者（業務管理者）が担当する

業務履行日において同時に運行できる体制をとるべき車両の台数について、仕様書第4条第4項の制限を超える場合に限り、上記2(3)の条件を満たす新たな車両管理責任者（業務管理者）に変更することができるものとし、変更の有無を落札の通知日の翌日（土日祝休日を除く。）の午後5時00分までに発注者へ書面にて報告するものとする。なお、車両管理責任者（業務管理者）を変更する場合は、その資格を満たすことを証する書類を添付のうえ、落札の通知日の翌々日（土日祝休日を除く。）の午後5時00分までに発注者へ提出し、承諾を受けなければならない。ただし、発注者への報告がない場合及び条件を満たさない場合は、本入札を無効とする場合がある。車両管理責任者（業務管理者）を変更する場合は、「総合評価技術資料申請書」に記載した者と同等以上の者を配置しなければならない。なお、「同等以上の者」とは、仕様書第4条第6項に記載した要件以上の資格・業務経験を有する者とする。

- (14) 落札者は、車両管理責任者代理、車両管理員（代務を行う車両管理員を含む。）を定め、車両管理責任者代理等届（別紙－6）に仕様書第4条の資格を満たすことを証する書類を添付のうえ、令和8年3月19日までに発注者に提出し、承諾を受けなければならない。その内容が仕様書第4条の資格を満たさない場合は、本入札を無効とする場合がある。
- (15) 落札者は、業務実施計画書（別紙－7）を作成し、令和8年3月19日までに発注者に提出しなければならない。業務実施計画書を提出しない場合、又はその内容に不備がある場合は、本入札を無効とする場合がある。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札保証金については、会計規則第135条及び第136条の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付するものとする（入札参加者が見積もる入札金額（基本月額）×12（委託期間）×110/100の金額の100分の5以上）。
ただし、入札（契約）保証金免除申請書（別紙－8）を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する（別添「入札（契約）保証金について」を参照）。

イ 前記アに定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金については、会計規則第152条及び第153条の規定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとする（落札金額（基本月額）×12（契約月数）×110/100の金額の10分の1以上）。

- ただし、入札(契約)保証金免除申請書を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する（別添「入札(契約)保証金について」を参照）。
- イ 前記アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

9 落札者の決定

- (1) 入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、評価値が最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価の結果、評価値が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、技術評価点が高い者を上位とし、さらに同点の場合は、当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同評価値の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

10 総合評価の方法

- (1) 評価値は、車両管理業務に関する落札者決定基準（別冊）に基づき、次の式により算出する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点 (305点満点)} \div \text{入札価格} \times 100,000$$

※ 少数第5位以下を切り捨てて少数第4位止め

- (2) 総合評価のための書類は、「入札参加資格確認申請書等作成要領（別紙－1）」の「2. 総合評価に関する提出書類」により作成し、「総合評価技術資料申請書」により提出するものとする。

(3) 評価項目

評価項目は、別紙－9のとおりとする。

(4) 得点配分

得点配分は、別紙－9に記載する配点のとおりとする。

(5) ヒアリングの有無

ヒアリングについては、実施しない。

(6) 配置予定の車両管理員

総合評価に関する提出書類に記載する配置予定の車両管理員について、県内の他の車両管理業務（国発注業務等での配置予定を含む。）との重複は認めない。

重複が確認された場合は、当該評価項目については、評価しない。

(7) 評価内容の担保

ア 落札者は、提出した総合評価に関する提出書類の内容を契約書に明記し、

その内容を適切に履行すること。

- イ 発注者が、受注者の責めにより提案内容が実施されていないと判断した場合、発注者は受注者に是正要求書（以下「要求書」という。）（別添－1）を交付するものとする。
- ウ 受注者は、前記イの要求を受けたときは、速やかに是正をしなければならない。
- エ 受注者は、前記イの要求に従い是正した場合は、速やかに発注者に是正報告書（以下「報告書」という。）（別添－2）を提出し、是正の確認を受けなければならない。この場合において、発注者が是正を確認できない場合は、受注者は引き続き前記イの要求に従い是正しなければならない。
- オ 発注者は、受注者の責めにより提案内容が実施されていないと判断した期間について、該当する評価内容の再評価を行い、入札時の技術評価点との差に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約金として次の式により算定するものとし、受注者は、発注者の請求に基づき、当該算定された違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（違約金算定式）

違約金 = 是正要求期間分として支払った金額 × (1 - 履行後の技術評価点 / 当初入札時の技術評価点)

※「是正要求期間」とは、「発注者からの是正要求日（郵送の場合は到達日とする）」から「発注者による報告書受理日（是正が確認された場合に限る）」までとする。

ただし、報告書の提出がなく、委託期間が終了した場合は、「発注者による報告書受理日（是正が確認された場合に限る）」を「委託期間終了日」と読み替えるものとする。

※「履行後の技術評価点」とは、該当する評価内容を再評価した技術評価点とする。

11 契約に関する事項

- (1) 愛媛県東予地方局長は、落札者を契約の相手方とし、本件業務を委託する。ただし、失格その他の理由により、落札者を契約の相手方とすることが不可能となった場合には、評価値の高い者から順に落札者とすることがある。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 本契約予定案件は、開札の日に落札者を決定し、令和8年度の予算成立及び令和8年4月1日の到来を停止条件として手続きを保留する旨を書面で通知する。
- (4) 契約は、原則としてえひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）とする。このため、落札した場合は、令和8年3月5日（木）までに電子メール（tou-kanri@pref.ehime.lg.jp）にて電子契約同意書兼メールアドレス確認書（別紙－10）を提出すること。
- (5) 電子契約が困難なため書面による契約書を希望する場合は、落札した場合に別紙－10に代えて、令和8年3月5日（木）までに3(2)に掲げる場所へ書面による契約希望書（別紙－11）を持参して提出、又は郵送すること。
- (6) 愛媛県東予地方局長及び契約の相手方と決定した者が電子署名（書面による契約の場合は、契約書に記名して押印）しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (7) 基本月額以外の契約単価の決定方法
- ア 基本月額以外の項目については、契約書（案）のとおりとし、各契約単価については、落札価格（税込基本月額）をもとに単価比率により算出するものとする。端数計算については、単価比率により算出した各単価の有効数字を4桁とし、5桁目を減算項目については切り上げ、その他の項目については切り下げをそれぞれ行うものとする。
- イ 単価比率については、入札参加資格の確認結果通知後に、別途通知する。
- (8) 本契約に係る契約締結日及び委託期間の始期は、令和8年4月1日とする。
- (9) 契約の相手方と決定した者は、契約書の作成に当たり、契約書に記載すべき事項に関して必要な説明を契約事務担当者に行うものとする。

12 契約条項

契約書（案）及び仕様書のとおり。

13 入札説明書等に対する質問書の提出場所等

(1) 質問書の提出場所及び提出方法

質問は、書面（書式自由、規格はA4判とする。）により、3(2)に掲げる場所へ持参、郵送又は電子メール（tou-kanri@pref.ehime.lg.jp）で提出すること（着信について、電話により確認すること。）。また、質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載するものとする。

(2) 質問書の提出期限

令和8年2月18日（水）までとする。

ただし、確認申請書等及び証明書等の質問は、令和8年2月2日（月）までとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月26日（木）までに、入札参加資格の確認ができたすべての者に対して、入札参加資格確認申請書又は質問書に記載された連絡先に電子メールで適宜通知する。ただし、確認申請書等及び証明書等に対する回答は、令和8年2月4日（水）までに県ホームページに回答資料を追加することで行う。

14 入札参加者に求められる義務

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、事務の手続上知り得た各種情報を、落札者が決定した日以降も外部に一切漏らしてはならない。

15 その他

本件入札は、令和8年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

【別添】

入札（契約）保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。

ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

・現金

・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者的小切手は取扱不可）

※指定金融機関等は別記のとおり

(2) 入札保証金の額

入札参加者が見積もる入札金額（月額基本料）×12（委託期間）×110/100の金額の100分の5以上が必要です。

（例）入札書に1,000,000円と記入する場合

$$\left. \begin{array}{l} 1,000,000 \text{ 円} \times 110/100 = 1,100,000 \text{ 円} \cdots \text{入札参加者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000 \text{ 円} \times 12 \times 5/100 = 660,000 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right\}$$

(3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

・「代表者本人」が入札参加→代表者印

・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

①保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

②過去2年間において、国及び地方公共団体等と種類及び同等以上の規模の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出することにより、入札（契約）保証金が免除される場合があります。

・免除申請書提出期限 令和8年2月9日（月）午後5時00分

・申請書の審査結果は、入札日の前日までに通知する予定

2 契約保証金について

落札者は、契約金額（落札金額（月額基本料）×12（委託期間）×110/100）の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

別記

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
	観音寺信用金庫

(注) みずほ銀行 及び三井住友以外の収納代理金融機関については、
県内に所在する本支店に限る